

事務連絡
平成27年3月31日

都道府県
各指定都市 児童福祉主管課（室）長 殿
中核市
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

社会的養護関係施設の第三者評価基準等の正誤訂正について

社会的養護関係施設の第三者評価等については、平成27年2月17日付け雇児発0217第6号、社援発0217第44号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」により通知をしたところですが、通知の別紙及び別添について、正誤訂正があることから、正誤表をお送りしますので、よろしくお取り計らい願います。

なお、正誤表を反映させた全文については、下記厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参照下さい。

(参考) 厚生労働省ホームページ「社会的養護の第三者評価について」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/03.html

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課 社会的養護専門官 田中

TEL:03-5253-1111(内線7884)